

## ○家内労働法(抄) [昭和四十五年五月十六日 法律第六十号]

(定義)

## 第二条 (略)

- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これららの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対価を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について家内労働者に委託するものをいう。†

(後略)

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聽いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めるなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

- 第十一條 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるとときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び効力)

- 第十二條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

- 第十三條 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。)との均衡を考慮して定められなければならない。)
- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

- 第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならぬ。

(最低工賃に関する職権等)

- 第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

- 第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

## 第二十二条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の審議会を定める政令

[平成十三年九月二十七日 政令第三百十八号]

家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

## ○家内労働法施行規則(抄) [昭和四十五年九月三十日 厚生労働省令第二十三号]

(審議会の意見の要旨の公示)

第四条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによって行なわなければならない。

2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第六条 労働政策審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置かれている地方最低賃金審議会。以下同じ。)(以下「審議会」という。)は、法第十一条第一項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適當と認める者から意見をきくものとする。

3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方家内労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第七条 法第十一條第二項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
  - 二 申出の内容
  - 三 申出の理由
- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにできる書類を添えなければならない。
  - 3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項又は法第十条の規定により地方家内労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第十五条第一項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。
- 3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。
- 4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

## ○厚生労働省組織令(抄) [平成十二年六月七日 政令第二百五十二号]

### (地方労働審議会)

百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)、労働安全衛生法、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)、賃金の支払い確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
  - 二 前号に規定する重要事項に關し、都道府県労働局長または関係行政機関(家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長)に意見を述べること。
  - 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要なうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に關し必要な事項については、地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)の定めるところによる。

### 附則 (平成十三年九月二十七日政令第三百十七号)

#### (委員の任期に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一 地方家内労働審議会
- 二 地方労働基準審議会

## ○地方労働審議会令 [平成十三年九月二十七日 政令第三百二十号]

### (名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

### (組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益

- を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。
- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
  - 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
  - 4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

- 第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
  - 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
  - 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解任されるものとする。
  - 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
  - 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条 審議会に会長をおき、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。
- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
  - 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
  - 5 部会に部会長をおき、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選舉する。
  - 6 部会長は、当該部会の事務を総理する。
  - 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 8 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(最低工賃専門部会)

- 第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会におかれる専門部会(以下[最低工賃専門部会]といふ。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
  - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
  - 4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の二以上または労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)の各三分の一以上が

- 出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に適用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○厚生労働省組織規則(抄) [平成十三年 厚生労働省令第一号]

(総務部の所掌事務)

第七百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(中略)

十九 地方労働審議会の庶務に關すること (労働基準部の所掌に属するものを除く。)。

(後略)

(企画室の所掌事務)

第七百六十七条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(中略)

八 地方労働審議会の庶務に關すること (労働基準部の所掌に属するものを除く。)。

(監督課の所掌事務)

第七百七十八条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(中略)

十四 地方最低賃金審議会及び家内労働法第二十一条第一項の規定により地方労働審議会に置かれる専門部会の庶務に關すること。

2 東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の労働基準部の監督課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第五号(賃金課の所掌に属するものを除く。)、第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

3 北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局の労働基準部の監督課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第四号、第五号(賃金課の所掌に属するものを除く。)、第六号(賃金課の所掌に属するものを除く)、第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

(賃金課の所掌事務)

第七百八十一条 賃金課は、第七百七十八条第一項第三号、第十号、第十一号及び第十四号に掲げる事務、賃金体系に關する事務並びに退職手当の保全措置その他の退職手当に關する事務(労働基準監督官の行う監督に關することを除く。)をつかさどる。